

自然災害等における休講措置の対応について

平成28年6月8日 学科長・専攻長会議 承認
令和元年6月12日 学科長・専攻長会議 改訂

自然災害等における休講措置の対応に関する申し合わせ(平成16年9月16日教務委員会了承,平成31年3月14日教育企画委員会改訂)に基づき,理学部及び大学院理学府の授業,学期末試験(以下,「授業等」という。)の自然災害等における対応を次のとおり定める。

(休講措置)

1. 授業等の取り扱いは,次のとおりとする。

(1) 気象警報等に対する取扱い

- ① 福岡市又は糸島市に,特別警報が発表された場合は,理学部及び大学院理学府の授業等を休講とする。
- ② 台風(「強さ」の階級が「非常に強い」又は「猛烈な」を想定。)により,授業等の実施が困難であると認める場合の休講措置は,教育担当理事が決定する。
- ③ 福岡市又は糸島市に,警報(大雨,洪水,大雪,暴風又は暴風雪に限る。)の発表及び自治体が発令する避難勧告その他の要因により,授業等の実施(継続)が困難であると認める場合の休講措置は理学部(府)長が決定する。
- ④ ①及び②に関わらず,理学部(府)長は,学生等の安全の確保をするために必要と認めた場合は,授業等を継続することができる。

なお,上記①～③において,警報が解除された場合は,次の基準により対応する。

警報解除時刻	授業等の取扱い
午前6時以前に解除の場合	通常どおり実施
午前10時以前に解除の場合	午前休講
午前10時の時点で解除されていない場合	全日休講

(2) 公共交通機関運転休止における取扱い

- ① 気象警報発令等により,JR筑肥線,昭和バスのいずれかが運転を休止(以下「運休」という。)した場合は,理学部及び大学院理学府の授業を休講とする。

なお,運休解除後の取扱いは,次に掲げる基準により運用する。

運休解除時刻	授業等の取扱い
午前6時以前に解除の場合	通常どおり実施
午前10時以前に解除の場合	午前休講
午前10時の時点で解除されていない場合	全日休講

- ② 事故やストライキ等により，JR筑肥線，昭和バスのいずれかが運休した場合も同様に扱う。
- ③ 授業開始後は，理学部（府）長の判断により適宜，休講措置を講じる。

(3) その他の要因により，理学部（府）長が授業等の実施（継続）が困難と判断した場合，休講措置を講じることがある。

（周知方法）

- 2. 前項第1号及び第2号の気象情報，災害情報並びに運休及び運休解除に関する情報は，学務部学務企画課が収集する。休講に関する情報は理学部（府）ホームページ及び学生ポータルシステム等で提供する。
- 3. 授業開始後に休講措置を講じた場合，学内の学生及び教職員への周知は館内放送及び学生ポータルシステム等により行う。

（欠席の配慮）

- 4. 休講措置を講じない場合において，通学経路上の各種公共交通機関の運休，その他やむを得ない事情により遅刻又は授業等の欠席（早退を含む）をした学生に対しては，授業担当教員の判断により，学生の不利益にならないよう配慮するものとする。

（補講等）

- 5. 第1項各号により休講措置を講じた場合は，授業担当教員の判断により，補講，その他代替措置を行うことができるものとする。

（その他）

- 6. 自然災害等の発生による帰宅困難者（学生及び教職員）の避難場所等は「災害対策マニュアル」に別途定める。